

第15回 定例総会議事録

1. 日 時	令和7年6月11日（水）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	
	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第15回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第15回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はありません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

<p>議長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、議事録署名委員に3番平山委員さん、9番筒井委員さん、書記は事務局の小野さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原市民センターから北西へ約350mの範囲に位置した農地であり、現地の1筆ではキンカン、カキが栽培され、1筆では保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は隣接の空き家に転居予定の新規就農者で、申請地において1筆では水稻を、1筆ではトマト、ナス、カキを栽培予定です。農機具はトラクター、コンバインを各1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5.7aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原市民センターから北西へ約330mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理され、一部に農業用倉庫が設置されていまし</p>

<p>議長</p>	<p>た。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において豆類を栽培予定です。農機具は草刈機（モア）、草刈機、ミニユンボを各2台、トラクター、管理機、フォークリフトを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.8haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から南東へ約730mの範囲に位置した農地であり、現地はカキ、ビワ、ミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、ニンジン、ビワ、カボスを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台借用予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約610mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の2筆では野菜を、1筆ではタマネギ、ウメ、カキを栽培予定です。農機具は耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約17aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から東へ約1.5kmの範囲に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人で、申請地においてタマネギを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、軽四バンを2台、トラクター、軽トラック、1tトラックを各1台所有しており、トラクター1台を借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約2.1haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、次の4ページ 1番は、関連する18ページ 第3号議案 非農地証明願 1番の審議を先に行います。報告は事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>18ページをご覧ください。今回、3条許可申請が出ておりますが、譲受人が所有する農地のうち1筆、耕作していない農地がありました。このままでは3条許可要件に抵触するため、非農地証明願の案件を先に審議していただきます。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1953年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から南東へ約1.3kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、18ページ 1番ついて採決します。</p> <p>18ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、18ページ 1番は非農地決定します。</p> <p>戻りまして、4ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から南へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地の1筆では水稻、1筆では露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を7台、トラクターを2台、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.5haとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次小学校から東へ約430mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はカキが栽培されており、その他は保全管理されました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の2筆ではジャガイモ、1筆ではカキを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約12aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ5ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 竹中駅から東へ約500m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は近隣の空き家に転居する予定の新規就農者で、申請地においてハクサイとダイコンを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、管理機を1台所有しており、トラクターを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約16a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約2.4km の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において麦類を栽培予定です。農機具は管理機を1台、刈払機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約7a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において牧草を栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約65aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地はトマト、キュウリ、ナス、ネギ、スイカ、クリ、ブドウ、ウメが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてダイコン、キャベツを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約5aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意</p>

議長	<p>見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関市民センターから南へ約2.2kmの範囲に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の3筆においてジャガイモ、ダイコン、ニンジン、1筆ではミカンを栽培予定です。農機具は耕うん機を1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約29aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてナスを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、田植機、コンバイン、耕うん機を各1台所有していま</p>

<p>議長</p>	<p>す。なお、契約成立後の経営面積は約61a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>2番大野委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から西へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p>

事務局	<p>次に、10ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p> <p>10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田原地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7.3haとなります。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、寒田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約22aとなります。</p> <p>11ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5.2haとなります。</p> <p>4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、中島地区、中尾地区に位置した農地であり、現地の3筆は保全管理、その他は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約49aとなります。</p>
-----	--

12ページ 5番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、国分地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先はイチジクを栽培する認定農業者で、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約57a となります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、影ノ木地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規参入法人で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2a となります。

14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において表作で水稻、裏作で麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.1ha となります。

15ページ 1番です。こちらからは配分権になります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下宗方地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管

	<p>理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に多肉植物を栽培する認定農業者で、申請地において多肉植物を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。</p> <p>16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、延命寺地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に柑橘、露地野菜、水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約18a となります。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1961年頃から宅地として利用しているとのこと。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約1.5km の距離に</p>

	<p>位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1985年頃から農道として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から南東へ約690mの距離に位置した農地であり、現地は農道として利用されていました。</p> <p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1972年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1995年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>各地区審議会で審議していただいたところ、すべて非農地相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した18ページ 1番を除く第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p>

	<p>次に、20ページ 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、自動車整備業を営む法人が自動車整備工場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、21ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分大学医学部附属病院から北へ約550mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、4番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、田尻小学校から南へ約810mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ、22ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八幡小学校から南西へ約2.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、木材販売業等を営む法人が資材置場、林業用機等駐機場、事業用車両駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議長	なければ、2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農振解除後は第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

	(質問・意見なし)
議長	なければ、23ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地であるので、農振解除後は甲種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、4番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
9番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から北東へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会福祉法人が病院等の駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次は、24ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>24ページから25ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で4件出ています。</p> <p>26ページから28ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で13件出ています。</p> <p>29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で36件出ています。</p> <p>最後は、33ページから34ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で4件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>次に、第6号議案 令和6年度 最適化活動の点検・評価について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>地区審議会でお配りした A4の資料をご覧ください。大分市農業委員会の評価と推進委員さんの活動についての評価となります。地区審議会でも審議していただいたところ、承認相当であるとの意見でした。</p> <p>次に、本日お配りした資料をご覧ください。こちらは個人評価になります。こちらに合わせて県へ報告し、最終的に県から国へ報告するものとなります。資料の一番下に総会で出された意見を記載しておりますが、令和5年度の集計結果については、「令和6年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」という意見を提出いたしました。今回、令和6年度が終わりまして、令和7年度の目標に向けてご意見をいただきたいと思っております。ご意見がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p>
9番筒井委員	<p>令和6年度の最適化活動の目標を継続してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>筒井委員さんからご意見をいただきましたが、前回の目標をすべて達成した方が少ないため、年度を変えて「令和7年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」と継続してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>それでは、総会で出された意見として「令和7年度の目標達成に向けて、新規参入の促進等活動していただきたい。」としてよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(全員賛成)</p>
議長	<p>それでは、総会の意見として、そのようにします。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、その他協議事項について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>地区審議会でご説明いたしました。が、県の農業会議から要請が来ております農業施策に対する意見・要望についてです。今回、大分市からは「農地利用最適化交付金の増額について」、「基盤整備事業の推進について」、「地域計画変更の柔軟な対応について」の3点を要望としてあげるといふことでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>それでは、大分市の要望として3点をあげるといふことでよろしいでしょうか。</p> <p>(全員賛成)</p>
議長	<p>それでは、総会の意見として、そのようにします。</p> <p>他に質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第15回定例総会を閉会します。
----	--